

# ホール基本使用料

(平成23年4月1日より)

(単位:円)

大ホール	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	29,100	54,900	73,200	84,000	128,100	157,200
休日等	37,400	68,000	88,400	105,400	156,400	193,800
商業宣伝	124,800	189,200	245,900	314,000	435,100	559,900
楽屋No.2	200	400	500	600	900	1,100
楽屋No.3	200	400	500	600	900	1,100
楽屋No.4	250	450	550	700	1,000	1,250
楽屋No.5	250	450	550	700	1,000	1,250
リハーサル室	900	1,000	1,300	1,900	2,300	3,200
シャワー室	600	600	600	1,200	1,200	1,800

小ホール	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	9,300	15,500	21,800	24,800	37,300	46,600
休日等	11,400	20,300	26,100	31,700	46,400	57,800
商業宣伝	29,800	52,300	67,300	82,100	119,600	149,400
楽屋No.2	200	400	500	600	900	1,100
シャワー室	200	200	200	400	400	600

展示集会ホール	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
	午前9時から 午後12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
第1 展示	平日	5,500	9,300	12,200	14,800	21,500	27,000
	休日等	5,800	9,400	12,400	15,200	21,800	27,600
第2 展示	平日	3,700	6,500	7,800	10,200	14,300	18,000
	休日等	4,800	7,100	9,400	11,900	16,500	21,300

## 備考

- (1) 大小ホール楽屋No.1及び主催者事務室は、各ホールの使用料に含まれます。
- (2) ホールの使用に伴う準備及び片付け並びに練習のため使用する場合は、それぞれの基本使用料の3割に相当する額とします。
- (3) この表に規定する時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、超過又は繰り上げの時間1時間につき、それぞれの基本使用料の3割に相当する額とします。
- (4) 入場料等を徴収する場合((3)の場合を除く。)は、それぞれの基本使用料に次の割合を加算いたします。

- ①入場料等の最高額・・・1,001円～3,000円 10割増
- ②入場料等の最高額・・・3,001円～5,000円 20割増
- ③入場料等の最高額・・・5,001円～ 30割増

(5) 展示ホールで次のような催物に使用する場合は、それぞれの基本使用料に次の割合を加算いたします。

- ① 営利又は商品の展示を目的の使用 10割増
- ② 商品の展示即売(第2展示集会ホールのみ使用可) 20割増

(6) 「休日等」とは、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

#### 冷暖房使用料

次の期間は各施設の使用区分に応じて、冷暖房使用料をいただきます。(シャワー室を除く)

冷房: 6月1日から9月30日まで 平日基本使用料の2割

暖房: 11月1日から3月31日まで 平日基本使用料の3割

## 会議室・集会室使用料

(平成23年4月1日より)

会議室	基本使用料 (円) (1時間単位)	定員
第1会議室	400	16人
第2会議室	650	60人
第3会議室	500	30人
教養室	350	36人
和室	350	36人

集会室	基本使用料 (円) (1時間単位)	定員
まつ	750	60~80人
ふじ	350	30~40人
かわせみ	300	10~20人
さくら(和室)	500	24~30人
(2分の1使用)	300	

#### 備考

(1) この表に規定する時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、超過又は繰り上げの時間1時間につき、それぞれの基本使用料の2割に相当する額とします。

(2) 「休日等」とは、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

#### 冷暖房使用料

次の期間は各施設の使用区分に応じて、冷暖房使用料をいただきます。

冷房: 6月1日から9月30日まで 平日基本使用料の2割

暖房: 11月1日から3月31日まで 平日基本使用料の3割